

65歳以上の人の保険料

65歳以上の人の保険料は、算定された基準月額（6,300円）をもとに、前年中の収入や課税状況に応じて決定します。



旧保険料 (令和2年度)		新保険料 (令和3～5年度)			
保険料 段階	保険料 年額(円)	保険料 段階	対象となる人	算出方法	保険料 年額(円)
第1段階	23,800	第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.30	22,600
第2段階	39,700	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、120万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.50	37,800
第3段階	55,600	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円超の人	基準月額 ×12カ月×0.70	52,900
第4段階	71,600	第4段階	世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.90	68,000
第5段階 (基準額)	79,500	第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超の人	基準月額 ×12カ月×1.00	75,600
第6段階	95,400	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.20	90,700
第7段階	103,400	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.30	98,200
第8段階	119,300	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.50	113,400
第9段階	135,200	第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.70	128,500
第10段階	147,100	第10段階	合計所得金額が420万円以上600万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.85	139,800
第11段階	159,100	第11段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準月額 ×12カ月×2.00	151,200

※介護保険法施行規則の改正により、第7段階と第8段階を分ける基準所得金額が200万円から210万円に、第8段階と第9段階を分ける基準所得金額が300万円から320万円に、第9段階と第10段階を分ける基準所得金額が400万円から420万円にそれぞれ改正されました。
 ※介護保険法施行令に基づく公費の投入により、第1段階から第3段階の保険料率をそれぞれ0.50から0.30、0.70から0.50、0.75から0.70に引き下げています。

65歳以上の人の 介護保険料が変わります

令和3年度から3年間の介護保険制度の指針となる介護保険事業計画の見直しが行われ、この計画に基づき介護保険料も3年に一度の改定が行われます。

介護保険料は、ヘルパー派遣やデイサービスなどの将来の介護サービスの見込み量や65歳以上の人の（第1号被保険者）の人数によって決定される仕組みとなっています。

今回の改定により、令和3年度から令和5年度の65歳以上の人の（第1号被保険者）の介護保険料基準月額は、6,300円に決まりました。
 令和3年度介護保険料決定通知書は、7月中旬にお送りします。

【介護保険課】

第7期計画
(平成30～令和2年度)

保険料としていただく額
46億9,244万9,000円

÷12カ月
= **6,630円**
(基準月額)

保険料を納めていただく人
58,980人

第8期計画
(令和3～5年度)

保険料としていただく額
46億3,101万1,000円

÷12カ月
= **6,300円**
(基準月額)

保険料を納めていただく人
61,253人

保険料改定の考え方

65歳以上の人の保険料は、65歳以上の人が負担すべき金額を65歳以上の人数で割った数字となります。
 令和3年度から3年間の65歳以上の人が負担すべき金額は、直近の推移から、第7期計画期間（平成30～令和2年度）よりも減少すると見込まれる一方、65歳以上の人数は増加すると見込まれることから、第8期計画期間（令和3～5年度）の保険料は330円の減となり、基準月額6,300円となりました。

制度改正による8月からの 主な改正点

▼高額介護サービス費の改正
 高額介護サービス費は、利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、その超えた差額を支給するものです。医療保険の高額療養費制度に合わせ、従来は1つの区分であった現役並み所得者の収入要件が3つの区分に細分化されました。

▼負担限度額認定の改正
 施設を利用した際の食費・居住費が軽減される負担限度額認定について、収入に応じた負担となるよう、従来の第3段階がさらに2つの区分に細分化され、また、預貯金等資産額の条件が利用者負担段階ごとに変更となりました。

負担限度額認定の判定要件（8月サービス利用分から）

※太字部分が改正されました。

負担限度額 段階	主な対象者	
		預貯金等資産額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	本人、配偶者および世帯全員が市民税非課税	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下
第3段階①	本人の前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下
第3段階②	本人の前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下

高額介護サービス費の判定要件（8月サービス利用分から）

改正前		改正後	
収入要件	世帯上限額	収入要件	世帯上限額
現役並み所得者 (年収約383万円以上)	44,400円	①年収約1,160万円以上	140,100円
		②年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円
		③年収約383万円～約770万円未満	44,400円